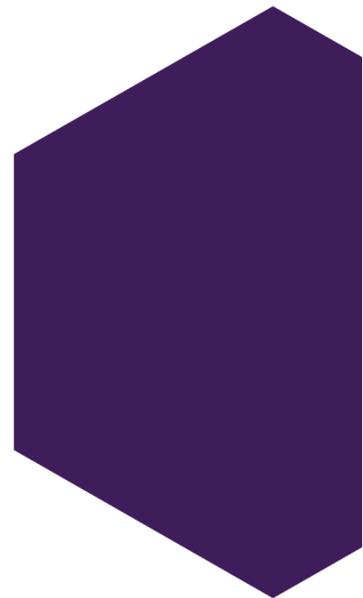
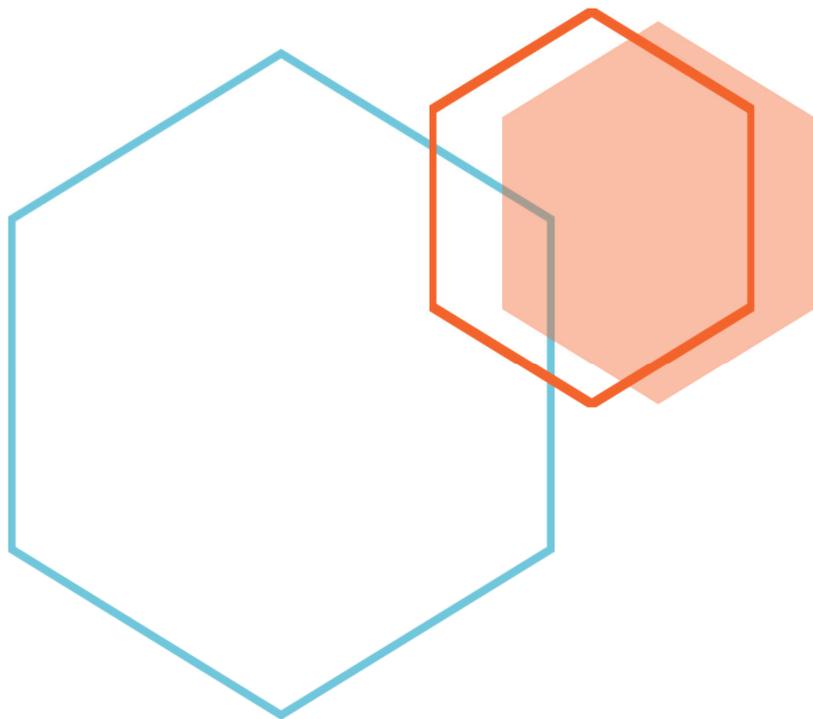


安全衛生ハンドブック



目次

●安全衛生管理体制	1
●総括安全衛生管理者	2
●安全管理者	3
●衛生管理者	6
●安全衛生（衛生）推進者	9
●安全推進者の配置等に係るガイドライン	10
●産業医	12
●安全委員会・衛生委員会	17
（参考）安全衛生委員会規程例	19
（参考）安全衛生管理組織図（例）	20
（参考）安全衛生年間計画（例）	21
●一般健康診断	22
●ストレスチェック制度	26
●労働者の心身の状態に関する情報の取扱い	31
◇産業保健総合支援センターのご案内	34
◇労働局・労働基準監督署	36

※ 略称

- 「安衛法」＝労働安全衛生法
- 「施行令」＝労働安全衛生法施行令
- 「安衛則」＝労働安全衛生規則

働く人の労働災害防止や心身の健康確保は、単に安全の確保、心身の病気の予防・早期発見といったリスク回避だけでなく、労働生産性の向上、労働者の活力の向上等の組織の活性化といった経営戦略上も欠くことができない重要な喫緊の課題となっています。



安全衛生管理体制

安全衛生管理体制については、事業場の業種、規模（常時使用する労働者数）に応じて、下表のとおり、労働安全衛生法令で定められています。

業種	項目	安全委員会の設置基準	衛生委員会の設置基準	総括安全衛生管理者の選任基準	安全管理者の選任基準	衛生管理者の選任基準	産業医の選任基準	安全衛生推進者の選任基準	衛生推進者の選任基準	安全推進者(ガイドライン)
製造業	木材・木製品製造業	50人以上	全業種 50人以上	300人以上	50人以上	一種免許	全業種 50人以上	10人～49人	選任の要なし	選任の要なし
	化学工業									
	鉄鋼業									
	金属製品製造業									
	輸送用機械器具製造業									
	電気業・ガス業・熱供給業・水道業									
	自動車整備業									
	機械修理業									
上記以外の製造業										
鉱業		50人以上	全業種 50人以上	100人以上			全業種 50人以上			
建設業										
運送業	道路貨物運送業 港湾運送業 上記外の運送業									
林業		50人以上	全業種 50人以上	1,000人以上	選任の要なし		全業種 50人以上	選任の要なし	10人～49人	10人以上
農業・畜水産業	設置の要なし									
商業	各種商品卸売業 各種商品小売業 家具・建具・じゅう器等卸売業 家具・建具・じゅう器小売業 燃料小売業 その他の商業									
通信業		100人以上	全業種 50人以上	300人以上	50人以上	一種又は二種免許	全業種 50人以上	10人～49人	選任の要なし	選任の要なし
医療業	設置の要なし									
接客業	旅館業 ゴルフ場業 その他の接客娯楽業									
清掃業		50人以上	全業種 50人以上	1,000人以上	選任の要なし	一種免許	全業種 50人以上	10人～49人	選任の要なし	10人以上
上記の業種以外の各種業種	設置の要なし									

《注1》 表中の数字（人数）は、当該事業場における常時使用する労働者数を示しています。

《注2》 この一覧表は、安衛法に基づくものですが、「安全推進者」は、「安全推進者の配置等にかかるガイドライン」に基づいています（P10参照）。



総括安全衛生管理者

(安衛法第 10 条)

安衛法第 10 条では、一定規模以上の事業場について、事業場を実質的に統括管理する者を「総括安全衛生管理者」として選任し、その者に安全管理者、衛生管理者などを指揮させるとともに、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等の業務を統括管理させることになっています。

1 総括安全衛生管理者の選任 (施行令第 2 条、安衛則第 2 条等)

- 総括安全衛生管理者を選任しなければならない事業場は、次の表のとおりです。

施行令第 2 条	事業場の業種区分	事業場の規模
第 1 号	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	100 人以上
第 2 号	製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	300 人以上
第 3 号	その他の業種	1,000 人以上

- (注 1) 事業場の単位は、主に場所的観念で判断します。したがって、同一場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所（地理）的に離れているものは原則として別個の事業場とします。
- (注 2) 業種の区分は、事業場ごとにその業態によって個別に判断します。したがって、経営や人事等の管理事務をもつぱら行っている本社等は、「その他の業種」となります。
- (注 3) 事業場の規模は、「常時使用する労働者数」で判断します。その数は、日雇労働者、パートタイム労働者等の数を含めて、常態として使用する労働者の人数を指し、いわゆる常用労働者のみではありません。また、派遣労働者を受け入れていれば、その派遣労働者の人数も含まれます。
- (注 4) 上記の注 1 から注 3 の判断は、以下に示しています安全管理者、衛生管理者等の選任基準、安全衛生委員会等の設置基準においても同様です。

- 総括安全衛生管理者を選任すべき事由が発生してから 14 日以内に選任しなければなりません。
- 総括安全衛生管理者を選任したときは、「総括安全衛生管理者選任報告」を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

2 総括安全衛生管理者の資格要件 (安衛法第 10 条第 2 項)

- 当該事業場において、その事業の実施について、実質的に統括管理する権限及び責任を有する者を充てなければなりません。（名称は問いませんが、工場長、作業所長等）

3 総括安全衛生管理者の職務 (安衛法第 10 条第 1 項)

- 安全管理者、衛生管理者などを指揮するとともに、次の業務を統括管理しなければなりません。

- ① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- ⑤ 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- ⑥ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- ⑦ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- ⑧ その他労働災害を防止するため必要な業務



安全管理者

(安衛法第 11 条第 1 項)

安衛法第 11 条では、一定の業種及び規模の事業場ごとに「安全管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理させることになっています。

1 安全管理者の選任

(施行令第 3 条、安衛則第 4 条)

- 安全管理者を選任しなければならない事業場は、次の表のとおりです。

業 種	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	50 人以上

- 次に該当する事業場は、安全管理者のうち 1 人を専任の安全管理者としなければなりません。

業 種	事業場の規模
建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	300 人以上
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500 人以上
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000 人以上
上記以外の業種（過去 3 年間の労働災害による休業 1 日以上死傷者数の合計が 100 人を超える事業場に限る。）	2,000 人以上

- 安全管理者を選任すべき事由が発生してから 14 日以内に選任しなければなりません。
- 安全管理者を選任した時は、安全管理者選任報告を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

2 安全管理者の資格要件

(安衛則第 5 条等)

- 次のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が定める研修（安全管理者選任時研修）を修了したもの
 - ① 大学、高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めた者であって、その後 2 年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
 - ② 高等学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者であって、その後 4 年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
- 労働安全コンサルタント
- その他厚生労働大臣が定める者（次のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が定める研修（安全管理者選任時研修）を修了したもの ※一部略）
 - ① 大学、高等専門学校において理科系統の課程以外の正規の課程を修めた者であって、その後 4 年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
 - ② 高等学校において理科系統の学科以外の正規の学科を修めて卒業した者であって、その後 6 年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
 - ③ 7 年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

安全管理者が行うべき措置とは、具体的には次の事項です。

- ① 建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置
- ② 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検および整備
- ③ 作業の安全についての教育および訓練
- ④ 発生した災害原因の調査および対策の検討
- ⑤ 消防および避難の訓練
- ⑥ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
- ⑦ 安全に関する資料の作成、収集および重要事項の記録
- ⑧ その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所において行われる場合における安全に関し、必要な措置



第13次労働災害防止対策

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。

厚生労働省は、過労死やメンタルヘルス不調への対策の重要性が増していることや、就業構造の変化及び労働者の働き方の多様化を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた2018年4月～2023年3月までの5年間の計画期間とする「第13次労働災害防止計画」を策定しています。

【目標】

(全体) 死亡災害：15%以上減少 死傷災害：5%以上減少

(業種別) 建設業、製造業、林業：死亡災害を15%以上減少

陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店：死傷災害を死傷年千人率で5%以上減少

(その他)

- 仕事上の不安・悩み・ストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上(71.2%：2016年)
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%：2016年)
- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上(37.1%：2016年)
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上(ラベル表示60.0%、SDS交付51.6%：2016年)
- 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少
- 職場での熱中症による死者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少

様式第3号 (第2条、第4条、第7条、第13条関係)

総括安全衛生管理者・**安全管理者**・衛生管理者・産業医選任報告

80401	労働 保険 番号	2910101●345000	ページ	総ページ
事業場の 名称		奈良機械産業株式会社 奈良本社工場		事業の種類
事業場の 所在地		〒630-8115 奈良市西九条町1-△-34		製造業
電話 番号	0742-◇0-4567		労働 者数	123
フリガナ		アンゼンダイイチ		
被選任者氏名		安全第一		
選任年月日	7:平成	7291010	生年月日	545425
安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務		工場部門の安全管理業務全般		
専属の別		1. 専属		
専任の別		2. 専任		
総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要		昭和〇〇年〇月 △△大学工学部機械工学科卒業 昭和〇〇年〇月 奈良機械産業(株) 入社 平成〇〇年〇月 工場安全点検員 平成〇〇年〇月 安全衛生委員会委員 平成〇〇年〇月 製造第一課長就任 (産業安全の実務経験 11年)		
産業医の場合は医籍番号等				
フリガナ		コオリヤマサトシ		
前任者氏名		郡山敏		
辞任、解任等の年月日	7:平成	7291010	参考事項	

ダッシュで区切る

常時使用する労働者数

施行令第2条第1号・第2号(PIの表上欄&中欄)の業種を記入

「兼職」の場合は、他に有している業務を記入

安全管理者の資格要件(安衛則第5条等)に関する学歴、職歴(産業安全に関する実務経験年数)を記入すること。

前任者からの交替ではなく、新規の選任の場合、「新規選任」と記入

29年10月10日

事業者職氏名 奈良機械産業株式会社

代表取締役 奈良 元康 印

奈良 労働基準監督署長殿

受付印

【添付書類】 厚生労働大臣が定める研修の修了証又は他の資格を証する書面(又は写し)を添付してください。
 【留意事項】 受付印のある控えが必要な場合は、正副2通作成のうえ、労働基準監督署の窓口へ提出、又は郵送(郵送の場合は、返信用封筒(切手貼付・宛名を記入)を同封。)してください。



衛生管理者

(安衛法第 12 条第 1 項)

安衛法第 12 条では、一定の規模および業種の区分に応じ「衛生管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理させることとなっています。

1 衛生管理者の選任

(施行令第 4 条&安衛則第 7 条)

- 常時 50 人以上の労働者を使用するすべての業種の事業場において、選任すべき事由が発生した時から 14 日以内に選任しなければなりません。
- 事業場の規模に応じて選任しなければならない衛生管理者の数は、次のとおりです。

事業場の規模（常時使用する労働者数）	選任すべき衛生管理者の数
50人～200人	1人
201人～500人	2人
501人～1,000人	3人
1,001人～2,000人	4人
2,001人～3,000人	5人
3,001人以上	6人



- 次に掲げる事業場にあつては、衛生管理者のうち少なくとも 1 人を**専任の衛生管理者**としなければなりません。

①	常時 1,000 人を超える労働者を使用する事業場
②	常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は労働基準法施行規則第 18 条各号（一定の有害業務）に掲げる業務※に常時 30 人以上の労働者を従事させるもの

- 常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は労働基準法施行規則第 18 条第 1、3、4、5、9 号に掲げる業務(※)に常時 30 人以上の労働者を従事させるものにあつては、**衛生管理者のうち 1 人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任**しなければなりません。

※【労働基準法施行規則第 18 条の業務】

- 第 1 号 多量の高温物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 第 2 号 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- 第 3 号 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- 第 4 号 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- 第 5 号 異常気圧下における業務
- 第 6 号 削岩機、鋸打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務
- 第 7 号 重量物の取扱い等重激なる業務
- 第 8 号 ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- 第 9 号 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務

- 衛生管理者を選任したときは、「衛生管理者選任報告」を所轄の労働基準監督署長に提出しなければなりません。

2 衛生管理者の資格要件

(安衛則第7条等)

次表の事業場の業種に応じて、「必要な免許等の資格」欄に掲げる者のうちから衛生管理者を選任しなければなりません。

業種	必要な免許等の資格
農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業、清掃業	第一種衛生管理者免許、衛生工学衛生管理者免許、医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント、その他厚生労働大臣が定める者
その他の業種（上欄以外の業種）	上欄の資格に加えて、第二種衛生管理者免許

【参考】衛生管理者免許の区分と免許を受けることができる者

免許の区分	免許を受けることができる者
第一種衛生管理者免許	第一種衛生管理者免許試験に合格した者、大学において保健衛生に関する学科を専攻して卒業し、労働衛生に関する講座又は学科目を修めた者（大学、学科等は、通達で指定）、保健師免許を受けた者、薬剤師免許を受けた者
第二種衛生管理者免許	第二種衛生管理者免許試験に合格した者
衛生工学衛生管理者免許	次に掲げる者であって、衛生工学衛生管理者講習を修了したもの ①大学又は高等専門学校において、工学又は理学に関する課程を修めて卒業した者等 ②労働衛生コンサルタント試験に合格した者 ③第一種衛生管理者免許試験に合格した者 ④大学において保健衛生に関する学科を専攻して卒業し、労働衛生に関する講座又は学科目を修めた者（大学、学科等は、通達で指定） ⑤作業環境測定士となる資格を有する者

3 衛生管理者の職務

(安衛則第11条)

衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。衛生管理者が行うべき措置とは、具体的には次の事項です。

- ① 健康に異常のある者の発見および処置
- ② 作業環境の衛生上の調査
- ③ 作業条件、施設等の衛生上の改善
- ④ 労働衛生保護具、救急用具等の点検および整備
- ⑤ 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
- ⑥ 労働者の負傷および疾病、それによる死亡、欠勤および移動に関する統計の作成
- ⑦ その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所において行われる場合における衛生に関し、必要な措置
- ⑧ その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等



(参考) 選任報告記載例

様式第3号 (第2条、第4条、第7条、第13条関係)

総括安全衛生管理者・安全管理者 **衛生管理者**・産業医選任報告

労働 保険 番号	80401 29101012345000	ページ	総ページ
事業場の 名称	奈良保健産業株式会社 本社	事業の種類	坑内労働又は有害業務 (労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務) に従事する労働者数 10人
事業場の 所在地	郵便番号 (630-8115) 奈良市大宮町1-2-34 柳生実業ビル12F	衛生管理者の 場合	坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数 10人
電話 番号	0742-23-4567	労働者数	計 123
フリガナ 姓と名の間は1文字空けること	サンギョウユカリ	産業医の場合、労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する労働者数	
被選任者氏名 姓と名の間は1文字空けること	産業由香里	選任年月日	7:平成 7291010
選任年月日	7:平成 7291010	生年月日	1:明治 546425
選任種別	3	専属の別	1 1. 専属 2. 非専属
安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務	衛生管理者としての職務全般	専任の別	2 1. 専任 2. 兼職
総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要	この欄は、記入不要		
産業医の場合は医籍番号等	種別 医籍番号 (右に詰めて記入する)		
フリガナ 姓と名の間は1文字空けること	ナラサダユキ	前任者氏名 姓と名の間は1文字空けること	奈良 貞行
前任者氏名	奈良 貞行	辞任、解任等の年月日	7:平成 7291010
辞任、解任等の年月日	7:平成 7291010	参考事項	

29年10月10日

事業者職氏名 奈良保健産業株式会社

奈良 労働基準監督署長殿

代表取締役 富士元 元康

印

受付印

P5 下部枠内の「参考」の業務

常時使用する労働者数

日本標準産業分類の中分類を記入

「兼職」の場合は、他に有している業務を記入

前任者からの交替ではなく、新規の選任の場合、「新規選任」と記入

ダッシュで区切る

この欄は、記入不要



【添付書類】 衛生管理者免許証の写し又は資格を証する書面 (又は写し) を添付してください。
 【留意事項】 受付印のある控えが必要な場合は、正副2通作成のうえ、労働基準監督署の窓口へ提出、又は郵送 (郵送の場合は、返信用封筒 (切手貼付・宛名を記入) を同封。) してください。



安全衛生(衛生)推進者

(安衛法第 12 条の 2)

安衛法第 12 条の 2 では、安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない中小規模事業場について、「安全衛生推進者(又は衛生推進者)」を選任し、安衛法第 10 条第 1 項各号の業務(衛生推進者の場合は、衛生に係る業務に限る。)を担当させることになっています。

1 安全衛生(衛生)推進者の選任

(安衛則第 12 条の 2 等)

- 安全衛生推進者(又は衛生推進者)は、常時使用する労働者数が 10 人以上 50 人未満で、以下のとおり業種に応じて選任する必要があります。

事業場の業種区分	選任すべき推進者
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	安全衛生推進者
上記以外の業種	衛生推進者

- 選任すべき事由が発生したときから 14 日以内に選任しなければなりません。
- 安全衛生推進者(又は衛生推進者)を選任した場合は氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知する必要があります。
- 所轄労働基準監督署への選任報告は要しません。

2 安全衛生(衛生)推進者の資格要件

(安衛則第 12 条の 3 等)

安全衛生推進者(又は衛生推進者)は、以下の資格要件等を有している者のうちから選任することになります。(衛生推進者にあつては、衛生に係る部分に限ります。)

- ① 安全衛生推進者(又は衛生推進者)養成講習を修了した者
- ② 大学または高等専門学校を卒業した者で、その後 1 年以上安全衛生(又は衛生)の実務に従事した経験を有する者
- ③ 高等学校等を卒業した者で、その後 3 年以上安全衛生(又は衛生)の実務に従事した経験を有する者
- ④ 5 年以上安全衛生(又は衛生)の実務に従事した経験を有する者
- ⑤ 下表に掲げる②~④と同等以上の能力を有する者(S63.12.9 基発第 748 号)

現に保有している資格	安全衛生推進者としての要件	衛生推進者としての要件
安全管理者及び衛生管理者	資格有	資格有
安全管理者	1 年以上の衛生の実務経験必要	1 年以上の衛生の実務経験必要
衛生管理者	1 年以上の安全の実務経験必要	資格有
作業主任者	1 年以上の安全衛生の実務経験必要	1 年以上の衛生の実務経験必要
労働安全コンサルタント	資格有	資格有
労働衛生コンサルタント	資格有	資格有
安全推進員講習及び労働衛生管理員講習修了者	資格有	資格有
安全推進員講習修了者	1 年以上の衛生の実務経験必要	1 年以上の衛生の実務経験必要
労働衛生管理員講習修了者	1 年以上の安全の実務経験必要	資格有

(注)この表以外に、職業訓練等の関係資格に関する要件も定められています。

3 安全衛生（衛生）推進者の職務

（S63.9.16 基発第 602 号通達）

安全衛生推進者の職務は次のとおりです。なお、衛生推進者については、衛生に係る職務に限ります。

- ① 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事。
- ② 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事。
- ③ 健康診断および健康の保持増進のための措置に関する事。
- ④ 安全衛生教育に関する事。
- ⑤ 異常な事態における応急措置に関する事。
- ⑥ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
- ⑦ 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関する事。
- ⑧ 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事。



安全推進者の配置等に係るガイドライン

休業4日以上の労働災害は、年間12万件以上発生しており、その4割以上が小売業、社会福祉施設、飲食店等の第3次産業で発生しています。

しかしながら、第3次産業がほとんどを占める施行令第2条第3号に掲げる業種（以下「3号業種」という。）の事業場には、衛生管理者や衛生推進者の選任義務はありますが、安全管理者又は安全衛生推進者の選任や安全委員会の設置の義務付けがなく、安全管理体制が十分ではありません。

こうした状況から、「安全推進者の配置等に係るガイドライン」が策定され、3号業種の事業場において安全の担当者（以下「安全推進者」という。）を配置することにより、本ガイドラインの対象業種で多発している、転倒災害、荷物の運搬等による腰痛、階段等からの墜落・転落や交通労働災害など日常生活でも発生しうる労働災害の防止のために、労使一体となって安全意識を高め、職場環境や作業方法の改善、安全衛生教育の実施等安全活動を推進していくこととされました。

1 安全推進者の配置

- 対象事業場は、3号業種に属する常時10人以上の労働者を使用している事業場です。

施行令第2条	事業場の業種区分
第1号業種	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
第2号業種	製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
第3号業種	その他の業種

- 事業場ごとに1名以上配置します。ただし、安全推進者の職務を遂行しうる範囲内において、一定区域内の複数の事業場で1名の安全推進者を配置することもできます。
- 安全推進者を選任した時は、作業場に名前を掲示して、周知します。

2 安全推進者の要件

安全推進者は、職場内の整理整頓(4S 活動)、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組みられている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置します。

なお、常時使用する労働者が 50 人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置するようにして下さい。

- ア 安全衛生推進者の資格を有する者(安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後 1 年以上安全衛生の実務を経験した者、5 年以上安全衛生の実務を経験した者等)
- イ アと同等以上の能力を有すると認められる者(労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者)

3 安全推進者の職務

■ 安全推進者は、事業の実施を総括管理する者を補佐して、以下の職務を行います。

- ① 職場環境及び作業方法の改善に関すること

例：職場内の整理整頓(4S 活動)の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等

- ② 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等

- ③ 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出 等

■ 事業者は、安全推進者が活動しやすいように、安全推進者に対して必要な権限を与えるとともに、知識の付与や能力の向上にも配慮します。





産 業 医

(安衛法第 13 条第 1 項)

安衛法第 13 条では、一定規模以上の事業場について、医師のうちから「産業医」を選任し、専門家として労働者の健康管理等の事項を行わせることとなっています。

1 産業医の選任等

(施行令第 5 条&安衛則第 13 条)

- 常時 50 人以上の労働者を使用するすべての業種の事業場において、選任すべき事由が発生したときから 14 日以内に選任しなければなりません。
- 産業医を選任したときは、産業医選任報告を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。
- 産業医は次に掲げる者以外の者のうちから選任しなければなりません。

イ	事業者が法人の場合は当該法人の代表者
ロ	事業者が法人でない場合は事業を営む個人
ハ	事業場においてその事業の実施を統括管理する者

※ 例えば、病院や福祉施設の理事長等は、産業医の資格があっても産業医に選任できません。

- 常時 3,000 人を超える労働者を使用する事業場にあつては、2 人以上の産業医を選任しなければなりません。
- 次の事業場にあつては、その事業場に専属の産業医（その事業場のみに勤務する者）を選任しなければなりません。

①	常時 1,000 人以上の労働者を使用する事業場
②	下表の特定業務に常時 500 人以上の労働者を従事させる事業場

※特定業務とは(労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 3 号に掲げる業務)

イ 多量の高温物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務	リ 坑内における業務
ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務	ヌ 深夜業を含む業務
ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務	ル 水銀、ヒ素、黄リン、フッ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
ホ 異常気圧下における業務	ヲ 鉛、水銀、クロム、ヒ素、黄リン、フッ化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有実物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務
ヘ さく岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務	ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
ト 重量物の取り扱い等重激な業務	カ その他厚生労働大臣が定める業務(未制定)

(参考) 専属産業医が他の事業場の非専属産業医を兼務することについて (H9.3.31 基発第 214 号)

専属産業医が非専属事業場の産業医を兼務することができる場合は、以下のすべての要件に該当するものとする。

- ① 専属産業医の所属する事業場と非専属事業場とが、⑦地理的關係が密接であること、⑧労働衛生に関する協議組織が設置されている等、労働衛生管理が相互に密接に関連して行われていること、⑨労働の様態が類似していること等、一体として産業保健活動を行うことが効率的であること。
- ② 専属産業医が兼務する事業場数、対象労働者数とその職務の遂行に支障を生じない範囲内であること。
- ③ 対象労働者数の総数については、安衛則第 13 条第 1 項第 4 号の規定に準じ、3,000 人を超えてはならないこと。

■ 産業医の業務内容等の周知 **改正**

産業医を選任した場合は、その事業場における産業医の具体的な業務内容、産業医に対する健康相談の申出方法、産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱方法を次の方法により労働者に周知しなければなりません。

- ア 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、備え付けること。
- イ 書面を労働者に交付すること。

ウ 磁気テープ、磁気ディスク等に記録し、かつ各作業場に労働者が記録内容を常時確認できる機器を設置すること。

■ 産業医の辞任・解任 **改正**

産業医が辞任したとき、産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨、その理由を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければなりません。

2 産業医の資格要件

(安衛則第 14 条第 2 項)

- 医師であって、かつ、次のいずれかの要件を備えた者から産業医を選任しなければなりません。
 - ① 厚生労働大臣の定める研修（日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座）の修了者
 - ② 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であって、厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であって、その大学が行う実習を履修したもの（現在は、産業医科大学のみ）
 - ③ 労働衛生コンサルタント試験（試験区分が「保健衛生」に限る。）に合格した者
 - ④ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は常勤講師の職にある者、又はあった者
 - ⑤ 平成 10 年 9 月 30 日現在において、産業医として労働者の健康管理等を行った経験年数が 3 年以上である者（規則改正に伴う経過措置）

3 産業医の職務

(安衛則第 14 条、第 14 条の 3、第 15 条)

- 次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするもの（安衛則第 14 条第 1 項）
 - ① 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
 - ② 長時間労働者の面接指導等（安衛法第 66 条の 8 第 1 項、第 66 条の 8 の 2 第 1 項、第 66 条の 9）の実施、これらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること（※ 1）
 - ③ ストレスチェックの実施並びに面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること（※ 1）
 - ④ 作業環境の維持管理に関すること
 - ⑤ 作業の管理に関すること
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること
 - ⑦ 健康教育、健康相談（※ 2）その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
 - ⑧ 衛生教育に関すること
 - ⑨ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること



※ 1 長時間労働者、高ストレス者の面接指導の実施に当たっては、厚生労働省から出されている『長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル』を参考に実施して下さい。

※ 2 健康相談の体制整備（安衛法第 13 条の 3 **改正**）

事業者は産業医が労働者からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、その他の必要な措置を講じるように努めなければなりません。

- 健康相談の日時・場所等、申し出方法、産業医の具体的な職務内容、事業場における労働者の心身の状態に関する情報の取扱方法を労働者に周知する必要があります。
- 保健指導、面接指導、健康相談等は、プライバシーを確保できる場所で実施できるように配慮が必要です。
- 保健指導、面接指導、健康相談等の結果は、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき指針」に基づき事業場ごとで策定された取扱規定により、適切に取り扱う必要があります。

■ 産業医による勧告・助言

- ① 産業医は、労働者の健康を確保するため必要と認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができます。
 - ・ 産業医は、勧告をしようとするときは、予め当該勧告の内容について、事業者の意見を求める必要があります。**改正**
 - ・ 勧告を受けた事業者は、勧告の内容、勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容（措置しない場合はその旨、その理由）を衛生委員会に報告しなければなりません。**改正**
 - ・ 勧告を受けた事業者は、勧告の内容、勧告を踏まえて講じた措置の内容（措置しない場合は、その旨、その理由）を記録し、3年間保存しなければなりません。**改正**
- ② 産業医は、産業医の職務に関する事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導、助言をすることができます。

■ 産業医による定期巡視

産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

ただし、事業者から毎月1回、「衛生管理者が少なくとも毎週1回行う作業場等の巡視の結果」等の所定の情報が提供されている場合であって、事業者の同意がある場合には、産業医による巡視の頻度を少なくとも2か月に1回とすることができます。

■ 産業医は委員会に対して、労働者の健康を確保する観点から、必要な調査審議を求めることができます。**改正**

産業医が調査審議を建議した場合、発議の趣旨等を説明する必要があるため、衛生委員会に出席する必要があります。

4 産業医への権限付与

(安衛則第14条の4)

■ 事業者は産業医に対し、次の権限を与えなければなりません。

- 安衛則第14条第1項各号に掲げる事項をなし得る権限
- 事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること
- 労働者の健康管理を実施するために必要な情報(※1)を労働者から収集すること
- 労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合(※2)において、労働者に対して必要な措置をとるべきことを指示すること

※1 「労働者の健康管理を実施するために必要な情報」について

ア 収集方法

- ・ 作業場等を巡視する際などに、労働者から対面により収集
- ・ 事業者から提供された労働時間、労働者の業務等の情報を勘案して選定した労働者を対象とした職場や業務の状況に関するアンケート調査などの文書により収集

イ 収集する際に配慮すること

- ・ 情報の収集対象となった労働者に人事上の評価・処遇等において、不利益を生じさせないこと
- ・ 産業医が情報を収集する際の情報の具体的な取扱い（対象労働者の選定方法、情報の収集方法、情報を取り扱う者の範囲、提供された情報の取扱い等）について、予め衛生委員会等において、審議し、決定しておくことが望まれます。

※2 「労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合」について

保護具等を使用せずに、有害な化学物質を取り扱うことにより労働災害が発生する危険がある場合のほか、熱中症等の徴候があり、健康を確保するため緊急の措置が必要と考えられる場合が含まれます。

- 産業医を選任した事業者は、産業医に対して、下表に示す情報を下表に示す時期に与えなければなりません。

	情報内容	提供時期
ア	①健康診断、②長時間労働者に対する面接指導、③ストレスチェックに基づく面接指導後の既に講じた措置又は講じようとする措置の内容（措置しない場合はその旨及びその理由）	①～③の結果についての医師等の意見聴取を行った後遅滞なく提供すること。
イ	時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者の氏名・当該労働者の超えた時間に関する情報（※1）	当該超えた時間の算定を行った後、速やかに提供すること。
ウ	労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健康管理を適切に行うために必要と認めるもの（※2）	産業医から提供を求められた後、速やかに提供すること。

※1 イについて、該当者がいない場合は、該当者がいないという情報を産業医に提供する必要があります。

※2 ウについて、次のもので、産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるものが含まれますが、事業場ごとに予め事業者と産業医とで相談しておくことが望まれます。

また、産業医から求められた情報が、健康管理との関連性が不明な場合は、産業医に説明を求め、確認することが望まれます。

- ① 労働者の作業環境
- ② 労働時間
- ③ 作業態様
- ④ 作業負荷の状況
- ⑤ 深夜業等の回数・時間数

- 事業者から産業医への情報提供の方法は、書面によることが望まれます。書面の他、磁気テープ、磁気ディスク等に記録して提供する方法や、電子メールによる方法等があります。
- なお、情報提供の方法は予め事業者と産業医で決めておくことが望まれます。
- 事業者が産業医に提供した情報は、記録・保存しておくことが望まれます。



職場のメンタルヘルス対策について

ストレスチェックの実施や、管理者や職員に対するメンタルヘルス研修など職場のメンタルヘルス対策について、お悩みではありませんか？厚生労働省では、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（メンタルヘルス指針）を定め、職場におけるメンタルヘルスカを促進しています。

メンタルヘルスカは、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業スタッフ等によるケア」、「事業場外資源によるケア」の「4つのケア」を継続的、計画的に行うことが重要であり、「4つのケア」を継続的、計画的に行っていくために、「心の健康づくり計画」を策定しましょう。

奈良産業保健総合支援センターではメンタルヘルス対策促進員を無料で事業場に派遣し、「心の健康づくり計画」づくりをお手伝いしています。また、助成金が利用できる場合があります。

詳しくはホームページをご覧ください。 [奈良さんぽ](#)

様式第3号 (第2条、第4条、第7条、第13条関係)

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

労働 保険 番号	80401 29101012△45000	ページ	総ページ
事業場の 名称	西山観光株式会社 ホテル油阪南	事業の種類	坑内労働又は有害業務(労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務)に従事する労働者数 人
事業場の 所在地	郵便番号(630-8115) 奈良市油阪町2-△-34	宿泊業	坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数 人
電話 番号	0742-◇0-8567	労働者数	計 53 38
安衛則第13条第1項第3号(P10)の従事人数		産業医の場合は、労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する労働者数	
フリガナ 姓と名の間は1文字空けること	タナカ コウイチ		
被選任者氏名 姓と名の間は1文字空けること	田中 効一		
選任年月日	元号 年 月 日 7:平成 7 2 9 1 0 1 0 1~9年は右 1~9月は右 1~9日は右	生年月日	元号 年 月 日 5 4 9 8 2 5 1~9年は右 1~9月は右 1~9日は右
安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務	この欄は記入不要		専属の別 2 1. 専属 2. 非専属 専任の別 1 1. 専任 2. 兼職
総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要	この欄は記入不要		
産業医の場合は医籍番号等	1 9 8 7 6 5 4 医籍番号(右に結めて記入する)		
フリガナ 姓と名の間は1文字空けること			
前任者氏名 姓と名の間は1文字空けること			
辞任、解任等の年月日	元号 年 月 日 7:平成	参考事項	新規の選任、内科医院を開業

29年10月10日

事業者職氏名 西山観光株式会社
代表取締役 西山 太郎

奈良 労働基準監督署長殿




電話番号及び労働者数は、衛生管理者等と同じ

日本標準産業分類の中分類を記入

産業医の資格要件を記入(報告書裏面別表のコード番号)

医師免許証に記載されている「医籍番号」を記入

産業医の交替の場合、前任者の氏名・交替年月日を記入

産業医の専門科名と開業の有無を記入

初めて選任した場合に記入

【添付書類】 医師免許証の写し及び産業医の資格要件(P13)を証する書面(又は写し)を添付してください。
 【留意事項】 受付印のある控えが必要な場合は、正副2通作成のうえ、労働基準監督署の窓口へ提出、又は郵送(郵送の場合は、返信用封筒(切手貼付・宛名を記入)を同封。)してください。